

実務経験のみによる者は不可

鉄筋施工は、選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」に合格したもののみ

実務経験は、土工事に関するものに限る。

等級区分はなく、実務経験不要

平成27年4月1日から要件追加

検定職種「とび・とび工」の実務経験は、とび工に関するもの、「コンクリート圧送施工」の実務経験はコンクリート工事に関するものに限る。

資格区分及びコード番号	その他	職業能力開発促進法 「技能検定」 (旧職業訓練法)	免状	免状	合格証書	合格証書	合格証書	認定証	認定証	資格者証	免状	資格区分及びコード番号
99	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
98	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
97	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
96	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
95	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
94	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
93	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
92	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
91	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
90	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
89	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
88	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
87	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
86	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
85	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
84	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
83	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
82	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
81	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
80	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
79	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
78	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
77	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
76	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
75	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
74	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
73	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
72	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
71	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
70	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
69	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
68	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
67	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
66	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
65	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
64	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
63	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
62	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
61	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
60	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
59	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木
58	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木	土木

◎ 特定（法第15条2号イ）の資格及び一般（法第7条2号ハ）の資格の両方を兼ねる。
 ○ 一般（法第7条2号ハ）の資格のみ
 指定建設業：特定建設業の専任技術者は◎の者と大臣特認のいずれかに限られる。

解体工事業の技術者要件

要件に合致した専任技術者となることができる者は、下記のいずれかの資格等を有する者です。

No	技術者要件に関する資格等	許可の種類	注意事項及び必要な実務経験の証明期間
1	1級土木施工管理技士	特定	※1
2	1級建築施工管理技士	特定	※1
3	技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))	特定	※2
4	指導監督的な実務経験を有する者	特定	
5	監理技術者の資格のいずれか(上記1~4)	一般	※上記いずれかによる
6	2級土木施工管理技士(土木)	一般	※1
7	2級建築施工管理技士(建築)	一般	※1
	(躯体)	一般	※1
8	とび技能士1級	一般	無し(改正法附則第二条には該当しない)
	2級	一般	3年以上(平成15年度以前の合格者は1年以上) ※(解)の経験に限る((と)の経験を証明する場合は「みなし」と扱う)
9	解体工事施工技士	一般	無し
10	通常証明	一般	10年以上
	解体工事業に関する指定学科	一般	
	振替による証明	一般	(土)(建)(と)のいずれか1業種につき4年以上、 (解)につき8年以上の計12年以上

※1 改正法附則第二条より、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事の実務経験1年以上証明または登録解体工事講習の受講が必要となります。

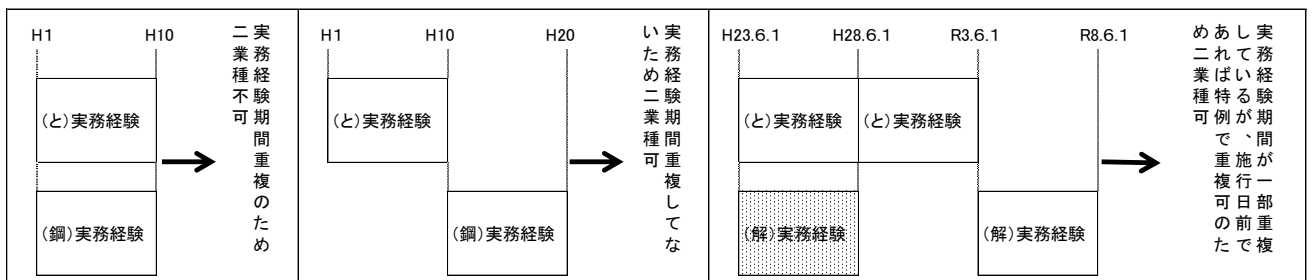
※2 改正法附則第三条より、解体工事の実務経験1年以上証明または登録解体工事講習の受講が必要です。

① 実務経験年数の証明に必要な確認資料

解体工事の実務経験として認められる工事は、平成28年6月1日改正法施行前のとび・土工工事(以降、旧とび・土工工事)の実務経験期間のものであっても、「工作物の解体を行う工事(P67青線箇所参照)」のみとなります。実務経験年数については、請負契約書等により、工期を確認して算出します(一つの契約書で解体工事以外の工事も併せて請け負っているものについては、当該契約の工期を実務経験年数とする)。

ただし、旧とび・土工工事業の許可業者で、既に提出済みの変更届出書(決算報告)の中の工事経歴書から解体工事の実績が確認できる場合は、その期間分につき、請負契約書等に替えることができます(※受付印の押印された変更届出書(決算報告書)の副本表紙及び当該工事経歴書の写し、また必要に応じて工事内容のわかる資料等が必要となります(原本提示))。

なお、平成28年5月31日までの旧とび・土工工事業での実務経験に限り、同期間中に解体工事の実績がある場合は、実務経験期間の重複計上を認めています。



※建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録期間に請け負ったものだけに経験期間に算入できます。

10 登録基幹技能者について

(新様式)

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(平成29年国土交通省令第67号)により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、平成30年4月1日以降主任技術者の要件を満たすこととされました。

登録基幹技能者が主任技術者要件を満たしているか否かについては、講習修了証において、「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことが記載されていることで確認を行います。

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証

修了証番号 第 号
氏名 (生年月日 年 月 日)
実務経験を有する建設業の種類: 工事業
この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。
この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。

修了年月日 年 月 日
有効期限 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印

この記載が必要になります (ページ下の※を参照)

なお、平成30年4月1日前に交付された講習修了証(旧様式)でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習もあるため、ページ下段の※表を参考にしてください。

資格区分及びコード番号	基幹技能者																																			資格区分及びコード番号				
	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1					
建設業の種類	登録土工基幹技能者	登録ALC基幹技能者	登録硝子工事基幹技能者	登録建築大工基幹技能者	登録消火設備基幹技能者	登録標識・路面標示基幹技能者	登録タイヤ張り基幹技能者	登録基礎工基幹技能者	登録運動施設基幹技能者	登録冷凍空調基幹技能者	登録グラウト基幹技能者	登録保温保冷基幹技能者	登録外壁仕上基幹技能者	登録エクステリア基幹技能者	登録エクステンション・カーテンウォール基幹技能者	登録内装仕上工事基幹技能者	登録切断穿孔基幹技能者	登録鷹・土工基幹技能者	登録配管基幹技能者	登録型枠基幹技能者	登録圧接基幹技能者	登録鉄筋基幹技能者	登録PC基幹技能者	登録海上起重基幹技能者	登録機械土工基幹技能者	登録左官基幹技能者	登録建設塗装基幹技能者	登録トンネル基幹技能者	登録防水基幹技能者	登録コンクリート圧送基幹技能者	登録造園基幹技能者	登録橋梁基幹技能者	登録電気工事基幹技能者	建設業の種類						
登録基幹技能者の有資格コードは、全業種共通で「36」になります。基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類については、以下のとおりです。また、取得できる許可は一般(法第7条2号ハ)のみとなります																																								
大																																				大				
左																																					左			
と	○																																				と			
石																																						石		
屋																																						屋		
電																																						電		
管																																						管		
夕		○																																				夕		
鋼																																						鋼		
筋																																						筋		
舗																																							舗	
し																																							し	
ゆ																																							ゆ	
板																																							板	
方																																							方	
塗																																								塗
防																																								防
内																																								内
絶																																								絶
通																																								通
園																																								園
具																																								具
消																																								消

※平成30年4月1日前に交付された講習修了証(旧様式)でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習

以下の行で○印のある講習については、従前の講習修了証を有しているものは、当該講習修了証に記載された実務経験を有する建設業の種類について10年以上の実務経験を確実に有していることから、従前の講習修了証であっても主任技術者の要件を満たしていることを確認できる。

なお、登録機械土工基幹技能者講習、登録PC基幹技能者講習及び登録運動施設基幹技能者講習においては、「土木事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木事業については主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。

35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1			
		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○